

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年1月

岡山県

はじめに

この実施方針は、農業改良助長法の規定に基づき、国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（令和7年4月）（以下「運営指針」という）を基本として、県政の羅針盤である「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」、農林水産行政の基本計画である「おかやま農林水産プラン」の方向性を踏まえ、令和8年度からおおむね5年間における本県普及事業の基本的な方向づけと活動内容を示すものである。

本県の農業は、農業者の減少や地球温暖化の進行、荒廃農地の増加など様々な課題に直面している一方、行政と産地が一体となり、県産農産物のブランド力の強化や新規就農者等の確保・育成、担い手への農地集積等を推進し、一定の成果を上げている。

このような中、農業者の高度で多様なニーズに的確に対応するため、次代を担う担い手の育成やマーケティングの強化、ブランディングの推進等、儲かる農業の実現に向けて普及指導活動を展開する。

実施に当たっては、専門技術を核として直接農業者に接して支援を行う普及指導員の特徴を十分に發揮し、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築を通じて、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

第1 普及指導活動の重点推進事項

国の運営指針に示された普及指導活動の基本的な課題及び県の農業施策の方向性、並びに農業者のニーズや関係機関・団体等の意見を踏まえ、次のとおり重点推進事項を設定する。

具体的な取組内容は別紙1のとおりであり、地域の実情に即して積極的に取り組む。

1 地域農業を支える意欲ある担い手の育成及び支援

（1）新規就農者等の確保・育成

新規就農者及び就農希望者に対して就農関係情報の提供、補助事業や制度資金の活用、就農に必要な知識の習得や技術力・経営管理能力の向上等の支援を行うとともに、新規学卒就農や他産業からの就農、雇用就農等の多様な就農形態に適切に対応し、研修教育施設及び市町村や農業団体等と連携した研修生の受け体制の整備・充実を進める。併せて、農地や中古施設等の流動化や労働支援体制の構築を支援することで、円滑な就農と地域への定着及び新規就農者の確保を進める。

また、青年農業者の資質向上や経営管理能力の向上を図り、次代を担う地域農業のリーダーを育成する。

（2）経営感覚に優れた経営体の育成

農業経営に意欲的な農業者等を対象に、認定農業者制度を活用しつつ、マーケットインの視点に立った経営展開の推進等により、地域農業や産地組織を牽引する力強い経営体を育成する。

また、農業経営・就農支援センターと連携し、認定農業者等の経営改善や法人化の推進及び指導等の効率化を図り、本県農業の次代を担う力強い担い手の確保・育成を加速する。

さらに、家族経営協定等の推進により意欲的な女性農業者の活動支援や女性リーダーの育成を進めるとともに、農業参入を希望する企業についても、地域農業を支える担い手として支援する。

（3）水田農業の担い手育成と経営力強化に向けた支援

将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくため、市町村や農業協同組合、農地中間管理機構等と連携して、地域計画に位置付けられた担い手や大型稻作経営体、集落営農組織等の育成及び経営力強化に向けた支援を行う。

また、収益力の向上を図るため、高収益作物の導入や経営の多角化、法人化に向けた取組を支援する。

（4）6次産業化に取り組む農業者、集団等の育成・支援

6次産業化に取り組む農業者等の所得向上に向けて、地域資源を活用した商品開発やデジタル技術を活用した販路拡大、商工業者とのマッチング等を支援する。

2 先進的技術の確立・普及と力強い産地の育成及び支援

(1) マーケティングの強化とブランディングの推進

儲かる農業を実現するため、本県の強みを生かした高品質でブランド力の高い産地育成の一層の推進とマーケティング戦略に沿った生産・販売・流通体制の構築等の取組を支援する。

また、消費者や実需者の評価や信頼を獲得するため、高品質生産技術や知的財産等を総合的に活用したブランド力強化に向けた取組を支援する。

(2) 高度・先進的な技術の普及による農産物の生産性向上

市場性の高い農産物を生産するため、消費者ニーズや市場動向等を勘案しながら、試験研究機関等で開発された新品種・新技術の迅速な普及や地域の条件に適応した技術の組立を行うとともに、省力・低コスト技術の普及を進める。

また、気候変動に対応した技術指導や、気象災害・病害虫に対する備えを強化する取組への迅速な対応を行うとともに、市町村や専門家と連携して、地域の実情に応じた鳥獣被害防止技術の導入・確立に対する支援を行う。

さらに、ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）、データ等を活用したスマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入支援を行うほか、農業支援サービスの活用の促進を図り、地域の環境に応じた新たな技術体系の確立を図る。

(3) 持続可能で安全な農業の推進

農業の持続性を確保する前提として農作業安全対策を推進するとともに、消費者の視点に立った安全な農産物の生産を推進する。

また、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、温室効果ガスの排出削減や総合防除の推進など、環境に配慮した持続可能な生産体系の構築を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応するため、求められる機能が最も効果的かつ効率的に発揮できるよう普及指導員を配置する。

なお、効果的な普及指導活動を展開するには、農業者との信頼関係の構築や地域の実態把握が必要なことから、配置に当たっては在任期間等を考慮する。

1 地域農業・農村の課題解決を図る普及指導員の配置

現場に密着した効果的かつ効率的な普及指導活動を確保する観点から、県民局農林水産事業部の内部組織として県下9か所に農業普及指導センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下「普及指導センター」という。）を設置し、そのうち4か所は広域普及指導センターとする。

普及指導センターでの専門項目は、担い手育成、作物、果樹、野菜とし、広域普及指導センターはこれらに加えて経営、地域資源活用、花きとする。

また、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から、相応の手当を支給する。

2 高度・先進的な技術及び知識の普及指導を行う普及指導員の配置

専門事項や普及指導活動の技術及び方法を総括し、普及指導活動の総合的な企画調整、革新的技術の普及やマーケティング活動の支援、若手職員の育成と技術継承の促進、試験研究機関との連携強化等を行う普及指導員を、農林水産総合センターの内部組織である普及連携部普及推進課（以下「普及推進課」という。）に配置する。これらの業務を行う普及推進課を農業革新支援センターとして位置づけ、普及指導活動を支え

る機能を担うこととする。

また、普及推進課の普及指導員を農業革新支援専門員として位置づけ、国・都道府県間において研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応等を行うものとし、専門項目は普及指導方法、経営、地域資源活用、担い手育成、作物、果樹、野菜、花き、病害虫、土壤肥料、鳥獣害対策とする。

さらに、広域普及指導センターに広域エリア内の普及指導センターとの連携調整や職場研修等を実施する総括担当の普及指導員（普及推進課兼務、農業革新支援専門員）を配置する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

第1で定めた重点推進事項を着実に進めるためには、高度・先進的な技術及び知識、普及指導活動の方法（地域農業・農村の課題発見能力、企画・提案力、ファシリテーション能力、関係機関との調整能力等）の習得を計画的に図る必要がある。また、儲かる農業の実現に向けて、マーケットインの生産体制を構築していく能力が求められる。

さらに、普及指導員の年齢構成に偏りがあることから、若手職員の育成と技術継承の取組促進が急務である。

このため、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を作成し、自己啓発や職場研修、調査研究の活用を基本としながら、課題に応じて国等が行う研修への派遣や県段階での集合研修を計画的に実施する。

1 国主催の研修

高度で先進的な技術の習得や農政課題等への理解を深めるため、国、独立行政法人等が実施する研修に普及指導員を派遣する。

2 県主催の研修

配置1～3年目の者を対象に、普及指導員として必要な基礎的な知識・技術やマーケティング手法等の能力を習得する普及指導員養成研修を集中的に実施する。特に、配置1年目の者には農業研究所の協力の下、農作物の栽培管理技術や調査手法等を習得するための実践的な研修を実施する。

配置3年目以降の者には、より高度かつ革新的な知識・技術や効果的な普及指導方法等の習得に向けた研修を実施し、現場指導力の向上を図る。

また、普及指導員資格未取得者に対しては、普及指導員資格が早期に取得できるよう研修、指導・助言を行う。

3 職場研修（普及指導センター）

技術・知識の習得状況や経験年数に応じて、日常の普及指導活動を通じた計画的な職場研修等を実施する。あわせて、普及推進課と連携して調査研究の実施及びその成果の共有を図り、普及指導員の資質向上のために有効に活用する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 効果的かつ効率的な普及指導活動の展開

（1）普及指導活動の重点化

第1で定めた重点推進事項に効果的かつ効率的に取り組むため、指導対象については地域農業の実態を考慮した上で、認定農業者や青年農業者、女性農業者等の経営改善に意欲的な担い手、機能強化に積極的な集落営農や産地組織等を重点的に支援する。

なお、重点化に当たっては、より高い普及指導活動の成果を上げられるように、農業技術者連絡協議会等において市町村・農業協同組合等との調整や密接な連携をとり、課題や目標を共有化するとともに役割分担等を明確にする。

（2）普及指導計画の策定と実施

普及指導センターは、普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、地域の農業及び農村の発展方向を踏まえて、年度ごとに普及指導計画を策定する。策定に当たっては農業技術者連絡協議会等と十分協議するとともに、普及指導センターが取り組むべき課題、指導対象と目標、普及活動方法、関係機関等との役割分担等を明示した内容とする。

活動に当たっては指導対象や関係機関等の変化を把握し、それに応じて普及指導活動を適宜修正し目標達成に努めるとともに、年度末にはその達成状況等を取りまとめた活動実績書を作成し、活動の成果を関係機関・団体等と共有する。

(3) 普及指導活動の評価

普及指導センターは、農業者のニーズに対応し、より高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた活動の計画性や経過、成果目標の達成状況等について、先進的な農業者や農業団体等を参考して普及指導活動検討会（外部評価）を実施し、結果を農産課へ報告する。

農産課は、その結果をホームページ等で公表する。

(4) 調査研究活動の充実強化

普及指導センターは、農業者への支援をより充実・強化するため、現地の課題を踏まえた農業経営及び技術の改善等に関する調査研究や専門技術の向上に向けた研究会活動に取り組む。

普及推進課は普及指導センターと連携して、県全体で農政課題解決や新技術の迅速な普及を目指したプロジェクト課題に取り組む。あわせて、これらの調査研究成果を共有化し、積極的に現地の課題解決に活用するよう努める。

(5) 情報発信・提供及び相談機能の強化

普及指導活動の成果が農業者をはじめ、広く県民に理解されるようインターネットや報道機関等を積極的に活用して情報発信する。また、タブレット端末等のICT機器やSNSを活用し、農業者や関係機関等に対して農業技術や経営等に関する迅速な情報提供や的確な相談を行う。これらにより、情報発信・提供及び相談機能の強化に努める。

2 試験研究機関や農業大学校等研修教育施設との連携強化

(1) 試験研究機関との連携強化

試験研究機関で開発された新品種・新技術の現地への迅速な普及を図るとともに、現地の困難な課題に對しては、試験研究機関を加えたプロジェクトチームを編成して迅速な課題解決に当たる。さらに、必要に応じて研究開発に企画段階から積極的に普及指導員が参画する。

(2) 農業大学校との連携強化

農業大学校の学生の先進農家留学研修受入への協力をするとともに、新規学卒者に対して、地域の実情に応じた実践的な知識・技術の習得や経営管理能力の向上に向けた支援を行う。

(3) 県立青少年農林文化センター三徳園との連携強化

新規就農希望者等を対象に各種の実践的な研修を実施する県立青少年農林文化センター三徳園と連携し、就農希望者のスムーズな就農や、新規就農者等の早期経営安定に必要な知識や技術の習得を支援する。

3 関係機関等との連携強化

(1) 農業技術者連絡協議会等を活用した関係機関との連携強化

より機能的な地域営農指導の実現に向けて、農業技術者連絡協議会等の機能の拡充を図り、市町村・農業協同組合等関係機関との連携を強化する。また、地域別に定期的に連携会議等を開催し、目標の検討・共有化を図るとともに、役割分担を明確化して取組を推進する。

(2) 普及指導協力委員や先進的な農業者との連携強化

効果的に普及指導活動を推進するため、地域農業のリーダーとして地域の活性化や新規就農者等の育成指導に貢献している農業士を普及指導協力委員に位置づけ、連携を強化する。

また、先進的な農業者とパートナーシップを構築し、先進的な農業者が持つ技術の普及や新規就農者の

育成を強化する。

(3) 産学官の連携強化

地域の農産物、その他多様な資源の活用等による地域農業及び農業・農村ビジネスの振興を図るため、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会議所等の他産業に関する指導機関、民間企業、大学、その他 の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（食料システム関係者）等との連携強化に努める。

4 農業大学校の充実強化

将来の本県農業を担う青年農業者等の研修教育施設として、農業の技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう充実強化を図る。研修内容や成果等については、外部評価等を踏まえて研修教育の内容等の改善に努める。

養成課程にあっては、実践教育に重点を置き、学生が高い意欲を持って取り組めるよう、カリキュラムに大学や農業研究所、普及指導員、民間の学識経験者等による講義を織り込むなど、農業経営を実践する上での高度で専門的な技術・経営管理能力を修得できる内容とする。また、在学中や卒業後においても普及指導センターとの連携を強化し、円滑な就農を支援する。

さらに、農業関係高校生等を優れた青年農業者として育成していく観点から、農業関係高校、普及指導センターと連携して早い段階から就農意欲を醸成し、就農志向の高い生徒の確保・育成に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 各種行政施策の積極的活用

普及事業の特徴を活かしつつ、地域の課題解決の手段として、各種補助事業や制度資金等の行政施策が効果的に活用されるよう支援する。

2 農業に関する教育等への協力

県民の農業、農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、教育機関、市町村、農業協同組合等が行う教育の取組に対し、必要に応じて協力する。

3 都道府県間の連携強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係する都道府県間の情報共有や技術協力等に努める。

別紙1 普及指導活動の重点推進事項と取組内容

1 地域農業を支える意欲ある担い手の育成及び支援

(1)新規就農者等の確保・育成	①就農形態に応じた技術、経営管理、資金等に関するきめ細かな情報の提供及び相談 ②経営の早期確立及び安定化に向けた技術・経営に関する指導 ③研修教育施設や生産組織及び地域と連携した新規就農者受入・育成システムの確立に対する支援 ④農地や中古施設等の流動化や労働支援体制の構築に対する支援 ⑤帰農塾等の開催支援による多様な担い手の確保推進 ⑥青年農業者等の資質向上と連帶感醸成の支援
(2)経営感覚に優れた経営体の育成	①認定農業者の経営改善計画の実践及び認定志向農業者の新規経営改善計画樹立に対する支援 ②家族経営協定や共同申請による女性・後継者等の経営参画に対する支援 ③女性農業者のネットワーク強化及び女性リーダーの育成 ④企業的経営体の育成に向けた経営相談及び法人設立に係る支援 ⑤農業参入を希望する企業への相談活動・情報提供及び技術指導 ⑥農福連携の取組推進や外国人材等の活用に係る支援
(3)水田農業の担い手育成と経営力強化に向けた支援	①効率的な営農に関する技術・経営面からの助言・指導 ②規模拡大や経営の多角化・法人化等、発展段階に応じた技術・経営面の支援 ③地域計画の実現や見直しに向けた地域の合意形成に対する支援 ④水田フル活用の推進と新たな需要に対応した戦略作物等の取組支援
(4)6次産業化に取り組む農業者、集団等の育成・支援	①地域資源を活用した商品開発・販売に対する支援 ②商工業者等とのマッチングや、デジタル技術を活用した販路拡大等に対する支援

2 先進的技術の確立・普及と力強い产地の育成及び支援

(1)マーケティングの強化とブランディングの推進	①产地や農業者等が主体となって取り組むマーケティング戦略の樹立と実行支援 ②需要構造の変化に対応した加工・業務用品目の生産・供給体制の確立に対する支援
(2)高度・先進的な技術の普及による農産物の生産性向上	①需要に対応した新品種・新技術の普及及び地域技術の組立・普及 ②低コスト・省力化技術の普及 ③気候変動に対応した技術指導及び気象灾害や病害虫への迅速な対応 ④地域の実情に合わせた鳥獣被害防止対策の推進 ⑤スマート農業技術の活用及び新たな生産方式の導入支援 ⑥農業支援サービスの活用等による新たな技術体系の確立
(3)持続可能で安全な農業の推進	①農業機械の安全使用や熱中症予防をはじめとする農作業安全対策の推進 ②国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準GAP）等の取組に対する支援 ③農薬・肥料の適正使用に関する技術指導 ④みどりの食料システム戦略の実現に向けた環境に配慮した生産体系の構築に対する支援 ⑤耕畜連携強化による堆きゅう肥等有機物資源の有効利用の推進支援